（監査・業務改善推進室、広報室、国際室、事故対処室及び法務調査室並びに企画官、国際協力推進官、地域原子力規制総括調整官、企画調査官、情報システム管理官、防災システム専門官及び上席原子力防災専門官）

第十四条　総務課に、監査・業務改善推進室、広報室、国際室、事故対処室及び法務調査室並びに企画官一人、地域原子力規制総括調整官三人、企画調査官一人、情報システム管理官一人、防災システム専門官一人及び上席原子力防災専門官一人を置く。

［2～4　略］

5　広報室に、室長（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

［6～17　略］

18　上席原子力防災専門官は、命を受けて、次に掲げる事務（監視情報課の所掌に属するものを除く。）のうち専門的事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

一　原子力事故による災害の防止に関し必要な施設、設備又は資機材の整備に関すること。

二　原子力事故による災害の防止に関する防災訓練及び研修に関すること。

三　原子力事業者防災業務計画に関すること。

（企画官）

第十六条　技術基盤課に、企画官一人を置く。

2　［略］

（保障措置室並びに首席査察官及び企画官）

第十七条　［1・2　略］

3　保障措置室に、室長及び首席査察官一人を置く。

（監査・業務改善推進室、広報室、国際室、事故対処室及び法務調査室並びに企画官、国際協力推進官、地域原子力規制総括調整官、企画調査官、情報システム管理官及び防災システム専門官）

第十四条　総務課に、監査・業務改善推進室、広報室、国際室、事故対処室及び法務調査室並びに企画官一人、地域原子力規制総括調整官三人、企画調査官一人、情報システム管理官一人及び防災システム専門官一人を置く。

［2～4　同上］

5　広報室に、室長を置く。

［6～17　同上］

［項を加える。］

（企画官）

第十六条　技術基盤課に、企画官二人を置く。

2　［同上］

（保障措置室及び企画官）

第十七条　［1・2　同上］

3　保障措置室に、室長を置く。

4　首席査察官は、命を受けて、保障措置室の所掌事務のうち査察に関する専門的事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

5　［略］

（放射線環境対策室並びに環境放射能対策官、企画官及び上席放射線防災専門官）

第十八条　監視情報課に、放射線環境対策室並びに企画官一人及び上席放射線防災専門官二十二人を置く。

［2～6　略］

（企画官、経理調査官、首席技術研究調査官、上席会計監査官、上席技術研究調査官、国際核セキュリティ専門官、核物質防護指導官、上席核物質防護対策官及び安全管理調査官）

第十九条　長官官房に、企画官三人、経理調査官一人、首席技術研究調査官五人、上席会計監査官一人、上席技術研究調査官九人、国際核セキュリティ専門官一人、核物質防護指導官一人、上席核物質防護対策官二人及び安全管理調査官二人を置く。

［2～7　略］

8　核物質防護指導官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる職務のうち核燃料物質の防護に関する専門的事項についての企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

9　上席核物質防護対策官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる職務のうち核燃料物質の防護に関する審査及び核物質防護検査（原子炉等規制法第六十七条の二第四項に規定する検査をいう。）に関する企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

10　［略］

［項を加える。］

（放射線環境対策室並びに企画官及び上席放射線防災専門官）

第十八条　監視情報課に、放射線環境対策室並びに企画官一人及び上席放射線防災専門官二十一人を置く。

［2～6　同上］

（企画官、経理調査官、首席技術研究調査官、上席会計監査官、上席技術研究調査官、国際核セキュリティ専門官及び安全管理調査官）

第十九条　長官官房に、企画官三人、経理調査官一人、首席技術研究調査官五人、上席会計監査官一人、上席技術研究調査官九人、国際核セキュリティ専門官一人及び安全管理調査官二人を置く。

［2～7　同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

8　［同上］